

実施要領（説明書）

1 プロポーザル実施スケジュール

業務名	鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業に係る企画提案業務
履行期間	契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 31 日（火曜日）まで
契約上限額	49,700 千円（消費税及び地方消費税額を含む）
プロポーザル実施スケジュール	
公示日	令和 7 年 4 月 9 日（水）
説明会 ※参加する場合は、事前に「15 の問い合わせ先」へ連絡すること	令和 7 年 4 月 16 日（水）15 時
・ 参加資格確認申請書提出期限 ・ 誓約書提出期限 ・ 仕様書等に対する質問書提出期限	令和 7 年 4 月 21 日（月）17 時必着
参加資格確認通知（県から申請者へ）	令和 7 年 4 月 23 日（水）予定
・ 質問回答（県から質問者へ） ※参加者全員へまとめて回答する	令和 7 年 4 月 25 日（金）予定
提案書提出期限	令和 7 年 4 月 30 日（水）正午までに 佐賀県政策部必着
プレゼンテーション審査会	令和 7 年 5 月 1 日（木）午後
最優秀提案者の決定	令和 7 年 5 月 2 日（金）予定

2 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）過去、同種の制作業務を受託した実績があること。
- （2）緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 募集方法

県ホームページでの公募

4 オリエンテーション（説明会）

- (1) 日時 令和7年4月16日（水）15時開始
- (2) 場所 佐賀県庁内会議室等もしくはオンラインで実施予定（参加者に別途通知する）。
- (3) オリエンテーション参加申込
令和7年4月14日（月）正午までに以下の事項をメールにて回答すること。
 - ・記載事項 【件名：オリエンテーション参加申込】と記載し、本文へ会社名等、担当部署名、参加者氏名（全員）、電話番号、メールアドレス等
 - ・送信先 kikakuteam@pref.saga.lg.jpなお、オリエンテーションへの参加は本件企画競争への参加の条件としない。

5 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 参加資格確認申請書 1部（様式第1号）
 - イ 誓約書 1部
 - ウ 実績書（様式第2号）、会社概要（パンフレット等で可） 各1部

(2) 書類は、令和7年4月21日（月）17時までに持参又は郵送により提出すること。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出先は「15 問い合わせ先」とする

(4) 参加資格についての質問は随時応じる。

(5) 参加資格の確認結果は、令和7年4月23日（水）までに通知する予定。

6 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、令和7年4月21日（月）17時までに、「仕様書等に対する質問書（様式第3号）」に記入の上、電子メールにより提出すること。

7 提案書等について

(1) 提出書類（各6部ずつ提出）

ア 提案書表紙（様式第4号）

イ 提案資料（任意様式）

ウ 実施スケジュール案

エ 業務実施体制表

オ 業務の実施方針及び手法

カ 実績書（様式第2号）

キ 見積書

(2) 提出後の提案書及び提案資料の変更、差し替え等は認めない。

(3) 令和7年4月30日（水）正午までに持参又は郵送により各6部ずつ提出すること。

なお郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

合わせて、同期日までにPDFにて同書類を提出すること。

(4) 提出先は「15 問い合わせ先」とする。

(5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

8 プレゼンテーション審査会について

(1) 期日 令和7年5月1日（木）午後予定

(2) 場所 旧自治会館3号会議室を予定（佐賀市城内1丁目5-14）。

(3) 持ち時間 各50分（説明40分、質疑10分）とする。

なお個別の開始時間及び場所については、審査会参加者に別途通知する。

9 評価に関する事項について

(1) 評価基準は「別表 企画書審査評価基準」のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合や、提案資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 審査結果の通知について

令和7年5月2日（金）までに全ての審査会参加者に対し通知する。

1 1 委託契約について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度協議会事務局と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

1 2 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、「1 5 問い合わせ先」で受け付ける。質問応答の内容は参加者全員に周知する。

1 3 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金は「1 4 その他」に定めるとおりとする。

1 4 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合
- (2) 見積書について
見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル契約手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。
- ウ この公示に掲げる手続は、令和7年(2025年)2月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止とする。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

(5) 最優秀提案者の決定方法

- ア 提出された提案書等に基づく審査を行い、評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者を決定する。
- イ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するにふさわしい企画内容か否かを評価する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、契約期間内において提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 問い合わせ先

担当課	鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業 実行委員会事務局 (佐賀県政策部内)
所在地	840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話	0952-25-7360
電子メールアドレス	kikakuteam@pref.saga.lg.jp